

# 京丹波マルシェ 2024

## 出店者募集要領

### 1 事業の目的

本町の豊富な「食資源」の高付加価値化を目指し、「食」の魅力を観光コンテンツとして位置づけ、対外的に発信及び体験する機会を創出するための観光施策として、京丹波町の「食」をはじめとした魅力を発信するイベントを開催することで、観光誘客と地域経済の活性化を図る。加えて、令和7年の京丹波町政20周年のイベントとして全町的な盛り上がりを誘発することもあわせて目的とする。

### 2 イベント名

京丹波マルシェ 2024

### 3 日 時

令和6年10月20日（日） 10時～15時

### 4 場 所

京丹波町役場 駐車場 特設会場

### 5 内 容

- ・テントブースもしくはキッチンカーにて飲食物や加工食品等の販売
- ・京丹波町が関わる事業のPR及びワークショップ

### 6 応募要件

次の要件を全て満たしていること

- (1) 飲食物の販売（現地で調理をする場合）において、京丹波町で営業する事業者で、京都府一円（京都市を除く）の露店または自動車における営業許可（飲食店営業等）を受けていること。

※ただし、加工食品の販売（現地で調理をしない場合）においては、京丹波町に住所がある個人または事業者で、製造及び販売において必要な許可を受けている場合は出店可能

- (2) 代表者及び従業員が反社会的勢力と関わりがないこと  
(3) 政治的、宗教的行為を目的とした営業を行わないこと

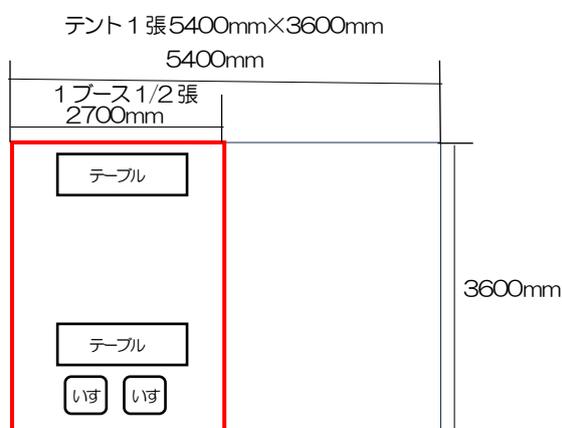
## 7 出店にかかる費用

### (1) 出店料 (全て税込価格です)

① テント (1ブース)      ¥5,000-

1ブース=テント 1/2張

大きさ：幅2700mm×奥行き3600mm



※複数ブースの場合、テント 1/2張を1単位とした料金をいただきます。

※出店料には以下のものが含まれています。

- テーブル (白ビニールクロス掛け) W1800×D600mm 2台
- 折イス 2脚

② コンセント使用の際は別途 ¥5,000- (100V/1500w (2口))

※自家発電機の使用は認めません。

③ キッチンカー      ¥10,000-

※出店料には以下のものが含まれています。

- コンセント 100V/1500w (2口)

### (2) 支払い方法

出店料は指定口座へお振込みください。詳細は出店決定後にお知らせします

## 8 申込方法

各出店形態に必要な書類を提出してください。

### (1) 必要書類

必要書類		テントブース		キッチン カー
		現地で調理	物販のみ	
1	出店申込書	○	○	○
2	ブース内配置図	○	○	○
3	賠償責任保険加入書もしくは 傷害保険加入書の写し	○	○	○
4	販売責任者（当日従事者）の検便検査済証 （取得から1年以内）	○	○	○
5	飲食店営業許可証（露店）の写し	○	—	—
6	飲食店営業許可証等（自動車）の写し	—	—	○
7	移動販売車の車検証の写し	—	—	○
8	販売車両の画像（ナンバープレートがわかる写真）	—	—	○

### (2) 申込締切

令和6年8月30日（金）午後5時

### (3) 申込先

一般社団法人京丹波町観光協会

〒622-0213 京丹波町須知色紙田1番地1 営業時間：9：00～17：00

MAIL：[info@kyotamba.org](mailto:info@kyotamba.org) FAX：0771-89-1713

郵送、メール、FAXもしくは窓口にてご提出ください。

## 9 出店について

### (1) 出店者の決定について

出店者の決定は、出店募集要項に基づき、書類審査にて行います。審査結果は、メールまたは郵送にてお知らせします。

### (2) 搬入について

当日20日（日）午前6時～7時30分までは、車の乗り入れによる搬入が可能ですが、**7時30分以降の車の乗り入れは一切できません。**

※車での搬入は、徐行していただくなど安全面に十分ご配慮願います。

※10時の開会には開店できるよう、時間厳守でお願いします。

(3) 終了後の搬出について

店舗の片付けは15時以降とし、車の乗り入れは15時30分以降とします。  
**16時30分（時間厳守）には搬出を終了してください。**

(4) 出店者の駐車場について

1店舗につき1台分の駐車スペースを準備しています。予め送付する店舗名を記載した用紙をフロントガラスの外から見えるところに置いてください。当日スタッフが誘導します。

10 留意事項

(1) 水道について

調理に使用する水は、各自ご持参ください。**会場内にある水道はご利用いただけません。器や鍋などの調理器具を洗う行為も禁止します。**

(2) 電源の使用について

- ① 当日午前9時から、消防署立会いのもと電源設営の検査を行います。**検査の時点で設営ができていない場合もしくは事前申請に沿わない設営が見受けられた場合には出店を認めません。**
- ② 延長コードは各自で持参いただき、機器ごとにご使用ください。巻き取り型の延長コードを使用される場合は、発火防止のためコードをすべて伸ばしてください。
- ③ 当日は、電源の設営状況を確認してから主電源を入れますので、**電源を使用される店舗は、8時30分までに電源設備の設営を済ませてください。**
- ④ 二股コンセント等の使用は一切認めません。

(3) 火気の取り扱いについて

- ① 火気（ガス・電気）を扱う出店者は、店舗内に必ず**消火器（ABC対応型で10型以上の物）を携行してください。**
- ② **火気の周囲（コンロの下や周り）を耐火性の物で覆うなど必ず防火対策を行ってください。**
- ③ プロパンガスを使用する場合は、紐でテントの支柱に固定するなど、転倒防止策を講じてください。

(4) 提供商品について

- ① 出店申込書に記入いただいた商品以外の販売はできません。
- ② 食品アレルギーに関して正確な情報を提供できるようにしておいてください。お問い合わせに関し曖昧な返答を避けていただくとともに、疑わしい場合は、販売を控えるなど十分にご注意ください。

- ③ 飲酒用の酒類の販売は禁止とします。お土産用としての酒類の販売は可能ですが、未成年の飲酒や飲酒運転等がないよう十分な注意喚起をお願いします。

(5) ゴミの処理について

各店舗で発生したゴミは、出店者の責任で持ち帰りをお願いします。ごみコーナーは来場者用として使用します。

(6) 原状回復について

調理をされる場合は、ブルーシート等で床面を養生していただくなど、油や液体等で汚れないようにしてください。終了後は、出店場所及び周辺の清掃を行い、原状回復を行ってください。

(7) その他

- ① 悪天候など、やむを得ない事態が発生したときは、中止とする場合があります。直前で中止を判断する場合がありますので、ご理解をお願いします。なお、万が一中止となった場合においても出店料の返却及び材料費等の補償はいたしません。
- ② 呼び込みについては、拡声器や音響設備の使用は控えてください。また、ブース外での販売は行わないでください。
- ③ 来場者の列整理については、各出店者が行ってください。並び方等については、スタッフの指示に従ってください。
- ④ 出店者の備品の管理は、出店者において行ってください。盗難等が発生した場合においても主催者は一切の責任を負いません。
- ⑤ 返品、交換、金銭のトラブル等については、各出店者で対応するものとします。
- ⑥ 各店舗のテント及びキッチンカーの配置については主催者側で決定します。
- ⑦ 当日は、傷害保険に加入し会場内における怪我等に対し保険の範囲内での対応を行います。それ以外の部分については原因者が負担することとします。
- ⑧ 主催団体が認めた者が出店する場合があります。

1.1 お問い合わせ

一般社団法人京丹波町観光協会事務局

〒622-0213 京都府船井郡京丹波町須知色紙田1番地1

TEL : 0771-89-1717 FAX : 0771-89-1713

MAIL : [info@kyotamba.org](mailto:info@kyotamba.org)

窓口営業時間 : 9 : 00 ~ 17 : 00